広報はこね

令和2年6月号
2020June No.744

今号に掲載されているイベント等の予定については、新型コロナウイルス感染拡大の状況により開催の延期、もしくは中止となる可能性がありますので、詳細については各照会先へ確認をしてください。

●CONTENTS●

01（表紙）　次亜塩素酸水（除菌水）の配布
02～03　令和元年度下半期財政状況
04　特別定額給付金の申請について
08～13　箱根町の障がい者福祉・高齢者福祉

令和元年度 下半期財政状況

町では、皆さんに町の財政について理解を深めていただくため、６月と11月に財政状況の公表を行っています。今回は、令和元年度下半期（令和元年10月～令和２年３月）の収支状況をお知らせします。一般会計は、当初104億１,500万円でスタートしましたが、補正予算等により３月末現在の予算総額は129億７,882万円となりました。なお、令和元年度の一般会計および特別会計については、これ以降５月31日までの出納整理期間を経て決算額確定となります。

一般会計

予算現額	収入済額	収入割合	支出済額	支出割合
129億７,882万円	116億３,701万円	89.７％	103億６,696万円	79.９％

収入

国庫支出金、県支出金などは、その対象となる事業が完成後に支払われるため、令和元年４月から令和２年５月に収入される予定です。

町税
皆さんが町に納めた税金
64億3,300万円
41億7,372万円　21億4,691万円
【合計 63億2,063万円(98.3%)】

町債
国や県及び金融機関から借り入れたお金
14億1,360万円
12億9,960万円　㊤0円【合計 12億9,960万円 (91.9%)】

国庫支出金 県支出金
事業など特定の目的の財源として国または県から交付されたお金
14億6,989万円
㊤1億5,972万円 ㊦3億1,855万円【合計 4億7,827万円(32.5%)】

繰入金
基金の取り崩しにより繰り入れたお金
7億9,067万円
7億1,706万円　㊤0円【合計 7億1,706万円(90.7%)】

繰越金
前年度から繰り越されるお金
4億2,379万円
4億2,379万円　㊦0円【合計 4億2,379万円(100%)】

使用料及び手数料
施設の使用、住民票などの交付に手数料として皆さんが支払ったお金
4億7,105万円
㊤2億1,301万円 ㊦1億8,898万円【合計 4億199万円(85.3%)】

地方消費税交付金
県に納められた消費税から人口などに応じて町に交付されたお金
3億3,100万円
㊤1億8,625万円 ㊦1億3,262万円【合計 3億1,887万円(96.3%)】

その他
ふるさと納税寄附金、地方譲与税、ゴルフ場利用税交付金など
16億4,581万円
14億9,037万円　㊤1億8,642万円【合計 16億7,679万円(101.9%)】

【表の見方】
予算現額
収入・支出済額（執行率）
上半期分（㊤）　下半期分（㊦）

支出

未支出分に関しては、事業完了が年度末になり、支払いが４月以降となる建設事業などの事業分が主となっています。

総務費
税務関係、住民登録など町の総括的な事務に使われたお金
35億8,170万円
6億8,045万円　21億187万円
【合計 27億8,232万円(77.7%)】

民生費
福祉サービス、各種医療の助成など福祉全般に使われたお金
17億140万円
8億1,295万円　7億6,940万円
【合計 15億8,235万円(93.0%)】

教育費
幼稚園・小中学校の運営、文化財保護など教育全般に使われたお金
15億9,928万円
6億5,728万円　8億1,785万円
【合計 14億7,513万円(92.2%)】

衛生費
保健衛生、ごみ処理など安全で衛生的な生活のために使われたお金
14億8,884万円
4億3,280万円　5億2,147万円
【合計 9億5,427万円(64.1%)】

観光費
町の観光宣伝として開催する事業や産業の振興に使われたお金
12億5,511万円
㊤3億2,254万円 ㊦3億5,074万円【合計 6億7,328万円(53.6%)】

消防費
消防、救急活動の経費、防火水槽、消火栓の維持などに使われたお金
11億6,916万円
6億2,238万円　4億4,263万円
【合計 10億6,501万円(91.1%)】

公債費
町債を返済するために支払われたお金
8億7,600万円
3億3,387万円　5億3,396万円
【合計 8億6,783万円(99.1%)】

土木費
道路・公園整備、住宅管理などに使われたお金
5億9,840万円
㊤1億5,855万円　㊦2億7,907万円【合計 4億3,762万円(73.1%)】

その他
議会費、農林水産業費、災害復旧費など
7億892万円
㊤2億4,634万円　㊦2億8,281万円【合計 5億2,915万円(74.6%)】

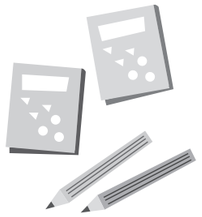

※端数処理の関係上、各項目の合計と予算総額とが異なる場合があります。

特別会計・企業会計

会計名	予算現額	収入済額	収入割合	支出済額	支出割合
国民健康保険特別会計	14億４,787万円	13億４,244万円	92.７％	12億９,625万円	89.５％
後期高齢者医療特別会計	３億５,325万円	３億４,799万円	98.５％	３億２,985万円	93.４％
介護保険特別会計	14億１,718万円	13億３,547万円	94.２％	12億１,046万円	85.４％
４財産区特別会計	460万円	463万円	100.７％	355万円	77.２％
温泉特別会計	１億６,400万円	１億６,543万円	100.９％	１億２,987万円	79.２％
育英奨学金特別会計	２,800万円	３,352万円	119.７％	726万円	25.９％

会計名		収入予算額	収入額	支出予算額	支出額
水道事業会計	収益	４億４,610万円	４億３,530万円	４億２,390万円	４億１,044万円
	資本	７,950万円	７,950万円	２億８,190万円	２億６,573万円
公共下水道事業会計	収益	15億３,510万円	15億　673万円	15億１,351万円	14億７,739万円
	資本	８億８,875万円	７億６,088万円	11億７,380万円	10億３,619万円

地方債の状況

地方債は、公共施設を整備するときに国や銀行から借り入れる資金で、毎年の財政負担を均等化し、世代間の公平な負担を図っていくものです。会計別起債残高および一般会計において借り入れた主な起債の借入額、残高は次のとおりです。（令和２年３月31日現在）

会計名	償還金残高
一般会計	74億４,938万円
国民健康保険特別会計	２,720万円
水道事業会計	15億５,870万円
公共下水道事業会計	52億６,605万円
合計	143億　133万円

※箱根町が国などから借り入れている合計金額

事業名	借入額	償還金残高
総合保健福祉センター整備事業	15億２,170万円	１億９,523万円
消防庁舎整備事業	11億５,980万円	３億３,844万円
一般廃棄物最終処分場整備事業	２億４,890万円	１億９,248万円
仙石原幼児学園建設事業	２億８,630万円	５,242万円
箱根関跡保存整備事業	９億４,930万円	２億９,090万円
学校統合推進事業	１億７,680万円	８,979万円
湯本幼児学園建設事業	２億５,630万円	１億４,515万円

おもな事業の状況

会計名	事業名	事業内容	支出予定額
一般会計	インバウンド観光推進事業	「V」案内所の運営のほか、箱根紹介小冊子（中国語）、観光マップ（英語・韓国語）の作成・増刷、案内所へのタブレット端末設置などインバウンドの受け入れ環境向上を図りました。	１,741万円
	総合保健福祉センター整備事業	吊天井改修などの工事を行いました。	９,529万円
	箱根関所設置400年記念事業	箱根関所設置400年を記念し、箱根関所設置400年記念事業実行委員会を立ち上げ、地域一体となって様々なイベントを展開し、箱根関所及びその周辺の誘客強化を図りました。	１,259万円
	消防車両整備事業	小型動力ポンプ付積載車２台、消防ポンプ自動車１台の更新を行いました。	５,260万円
介護保険特別会計	生活支援体制整備事業（地域支援事業）	生活支援コーディネーター（地域支え合い推進員）を社会福祉協議会に配置することにより、地域包括支援センターと連携し高齢者の生活支援体制の確立に寄与しました。	599万円
水道事業会計	送配水管整備事業	老朽化した配水管等の更新を図りました。	１億１,209万円
公共下水道事業会計	処理場建設改良事業	老朽化した仙石原浄水センターの電気設備の更新など改築工事を行い施設の長寿命化を図りました。	３億４,606万円

特別定額給付金の申請について

新型コロナウイルス感染症緊急経済対策として、感染拡大防止に留意しつつ、簡素な仕組みで迅速かつ的確に家計への支援を行うため、給付対象者１人につき10万円の給付を行う「特別定額給付金」を支給します。

この給付金は、世帯主が申請・受給権者となることから、５月中旬に世帯主に申請書を郵送していますので、**原則として給付を希望される方は８月14日までに返信用封筒で郵送により申請**してください。感染拡大防止の観点から郵送とします。申請受付後、交付決定した場合は、10日から14日後に口座に振り込みます。

【給付対象者】

基準日（令和２年４月27日）において、住民登録のある方（外国人含む）

【給付額】

給付対象者１人につき10万円

【申請方法と給付方法】

○ 郵送申請方式の場合

・受給権者は申請書に振込先口座情報を記入し、当該振込先口座の確認のため、マイナンバーカード、運転免許証等の写しなどの「本人確認書類」および「振込先口座の金融機関名、口座番号、口座名義人」がわかる通帳やキャッシュカードの写し（住民税等の引き落とし口座である場合には不要）とともに、箱根町企画観光部企画課に郵送してください。

※添付を忘れてしまうと交付までに時間がかかってしまうので、確認をお願いします。

○ オンライン申請方式の場合

・マイナンバーカードを持っている人は、政府が運営するオンラインサービス・マイナポータルの「ぴったりサービス」の特別定額給付金の申請画面から、世帯主および世帯員の情報並びに振込先口座情報を入力した上で、振込先口座情報の確認書類をアップロードし、電子申請を行うことができます。給付方法は郵送と同様に、口座に振り込みます。

・オンライン申請に必要なもの

⑴世帯主のマイナンバーカード（利用者証明用電子証明書の暗証番号〈４桁の数字〉・署名用電子証明書の暗証番号〈６桁～16桁の英数字〉）

※世帯主の方がマイナンバーカードを持っていない場合は、オンライン申請はできません。

※通知カード（紙製）ではオンライン申請はできません。

⑵振込先を希望される口座番号等が確認できる書類（通帳、またはキャッシュカード）

⑶パソコン等で申請する場合（マイナンバーカードに対応したICカードリーダー）

⑷スマートフォンで申請する場合（マイナンバーカードの読み取りに対応したスマートフォン）

【申請受付期間】

５月15日㈮～８月14日㈮

※郵送の場合、当日消印有効。**申請受付期間内に申請がなかった場合は、給付金を支給することができません。**

【特別定額給付金の“振り込め詐欺”や“個人情報の搾取”にご注意ください】

・箱根町や総務省の職員がATMの操作をお願いすることは、絶対にありません。

・ATMを自分で操作して、他人からお金を振り込んでもらうことは絶対にできません。

・箱根町や総務省が「特別定額給付金」を支給するために、手数料などの振り込みを求めることは絶対にありません。

【総務省の特設コールセンター】

特別定額給付金に関する一般的な問い合せに対応するため、総務省ではコールセンターを設置しています。

制度の概要についての問い合せは、次の専用ダイヤルをご利用ください。

・☎0120－260020

・応対時間

９時から18時30分まで（土、日、祝日を除く）

照会先　企画課☎85－9560

町長選挙のおしらせ

11月14日任期満了による町長選挙を次のとおり執行します。

【告示日】 10月20日㈫

【投票日】 10月25日㈰

照会先　選挙管理委員会　☎85－7111　内線337

急傾斜地の崩壊に関するレッドゾーンの基礎調査結果公表について

県で調査を進めていた急傾斜地の崩壊に関する土砂災害特別警戒区域（レッドゾーン）の基礎調査（※）結果が公表されました。

基礎調査結果は「神奈川県土砂災害情報ポータル（県HP）」のほか、小田原土木センター、役場本庁舎などで閲覧できます。

また、各出張所にて、地域ごとの「区域図」を掲示します。

今回結果が公表された内容は、現時点でハザードマップに反映されていません。正式指定後に改めて反映されたハザードマップを作成しますので、ご注意ください。

※基礎調査とは、県が国の定めた基本指針に基づき、急傾斜地の崩壊等のおそれがある土地に対し、地形等の状況に関する調査をするものです。

照会先　小田原土木センター河川砂防第二課　☎0465－34－4141

総務防災課（防災対策室）　☎85－9562

消防団車両を更新しました

令和元年度消防車両整備事業において、消防団第２分団第４部（湯本茶屋地区）および第５分団第２部（小涌谷地区）並びに第９分団（高原・温泉荘地区）の消防団車両を更新しました。

新車両は、４輪駆動を採用することで、雪道や悪路などの走破性・機動性に優れた車両となっています。

また、運転手の負担を軽減するためにオートマチックトランスミッションを採用しました。

今後も、地域住民の安心、安全を守るため消防団員の活躍が期待されます。

第2分団第4部

第5分団第2部

第9分団

不動産公売の実施

滞納者から差押えた不動産を滞納額に充てるため、次のとおり公売を実施します。

○開場　６月24日㈬13時15分

○入札　６月24日㈬13時40分～13時50分

○開札　６月24日㈬13時52分

○入札および開札の場所　分庁舎４階第７会議室

○売却決定の日時　７月１日㈬10時

○売却決定の場所　税務課

○代金納付期限　７月１日㈬14時30分

《物件１》

土地　宮城野字下河原　584番1

宅地　238.01㎡

建物　宮城野字下河原　584番地

居宅　90.34㎡

木造亜鉛メッキ鋼板葺平家建

《物件２》

土地　宮城野字抱石　1345番31

山林　552㎡

《物件３》

土地　宮ノ下字蛇骨399番2

宅地　99.00㎡

建物　宮ノ下字蛇骨399番地2

居宅　１階　64.43㎡　２階　60.30㎡

木造合金メッキ鋼板葺２階建

《物件４》

土地　湯本字下耕地53番7　48㎡

田　湯本字下耕地53番15　8.06㎡

土地　湯本字下耕地53番17　11.70㎡

宅地

《物件５》

土地　宮城野字ヲツソバ　58番59

山林　512㎡

ほか５筆　合計2612㎡

建物　宮城野字ヲツソバ　58番59

居宅　144.46㎡

木造スレート葺平家建

その他の詳細は、町ホームページに掲載しています。

照会先　税務課（収納係）　☎85－9573

防災行政無線戸別受信機の交換および販売について

防災行政無線のデジタル化により、現在お持ちのアナログ仕様の戸別受信機は使用できなくなってしまうため、デジタル化対応の戸別受信機への交換および設置作業を行います。交換作業については、業者が順次、戸別受信機をお持ちの皆さまへ戸別訪問し、実施します。

作業時間は30分程度です。なお、交換に伴う料金は発生しません。戸別訪問日時の調整を現在、業者から連絡していますが、6月末までに連絡がない場合は、総務防災課に連絡してください。

業者名　パナソニックシステムソリューションズジャパンほか　※訪問の際には、作業員は必ず身分証明書を携行し、パナソニックの腕章を身に着けています。

また、新たに戸別受信機の設置を希望される方についても秋以降に町が戸別受信機の購入代金の約半額を補助し販売する予定です。購入を希望される方は問い合わせてください。

照会先　総務防災課（防災対策室）　☎85-9562

防災行政無線テレホンサービスの開始

「防災行政無線屋外スピーカーから流れた内容が聞き取れない。」「もう一度放送内容を確認したい。」

このような要望にお応えするため、防災行政無線放送を補完する情報伝達手段としてテレホンサービスを開始しました。次の番号に電話をかけると、自動録音された音声により放送内容を確認することができます。

フリーダイヤル※通話料金は掛かりません。

☎0120-85-6050

○24時間経過した内容は削除されます。

○一度に複数の方が利用するとつながりませんので、その際は再度かけ直してください。

照会先　総務防災課（防災対策室）　☎85-9562

マイナンバーカード専用窓口開設（夜間）

日時　6月10日㈬・24日㈬　17時15分～19時15分

場所　役場本庁舎2階総務防災課町民係

取扱事務

◎マイナンバーカードの交付

◎電子証明書の更新・再発行

◎マイキーID設定支援

◎マイナンバーカード申請方法の説明（申請書の印刷等）

※マイナンバーカードの申請サポート（顔写真撮影等）は、新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点から当面の間中止します。

※詳細はお問合せください。

※マイナンバーカード事務以外の取り扱いはありません。

照会先　総務防災課（町民係）　☎85-7160

町民交通傷害保険の加入を受け付けています

町民交通傷害保険の加入申し込みを総務防災課町民係および出張所で随時受け付けています。

少額の保険料で加入できますので、万一の交通事故に備え、家族みんなで加入しましょう。

対象者　町内在住の方および町内に通勤・通学している方

加入期間　加入日～令和3年3月31日㈬

保険料　6月中に加入される方は1口400円です。

※保険料は、月ごとに1口40円減額されます。

※1人2口まで加入できます。

保険の対象　被保険者が、国内での車両（電車・自動車・二輪車・自転車など）の衝突および横転事故、または歩行中の車両との接触事故に遭われた場合、保険金が支払われます。ただし、航空機・船舶などによる事故は支払いの対象外です。

支払われる保険金（加入口数1口につき）

○死亡または事故による後遺障害認定を受けた場合　100万円

○けがにより1日以上通院・入院した場合　5千円～12万円

※治療期間によって金額は変わります。

その他　この保険は、他の保険（健康・労災・生命・傷害・自動車保険）などと関係なく、保険金が支払われます。

照会先　総務防災課（町民係）　☎85-7160

6月は二輪車交通事故防止強化月間・暴走族追放強化月間

箱根町内では、今年に入り、4月30日現在で、オートバイが関係する事故が4件発生し、昨年に比べ、2倍の発生件数となっております。また、5月14日にはオートバイ単独の死亡事故が1件発生しております。

箱根の道路は見通しが悪いため、充分車間距離を取り、カーブ手前では減速し、無理な追い越しやスピードの出し過ぎは絶対にやめましょう。

事故によって一瞬であなたの人生が変わります。そして、あなただけではなく、周りの人も辛く、悲しい思いをすることを肝に銘じ、安全運転を心掛けてください。

照会先　総務防災課（町民係）　☎85-7160

箱根ジオパークの絶景動画がYouTubeで見られるよ！

箱根ジオパーク Hakone Geopark

ふるさと地球の絶景プロジェクトで検索！

箱根ジオパークの絶景が動画サイト「YouTube」で見られるようになりました。

日本ジオパークネットワークは、地質遺産の景観を楽しめる「ふるさと地球の絶景プロジェクト」を開始しました。箱根ジオパークはこのプロジェクトに参加し、箱根ジオパークの絶景を皆さんに楽しんでもらえる動画をYouTubeに公開しています。動画はジオサイトからドローンで撮影したものなどがあり、普段は地上からしか見られない景色も上空から見ると地形などがよくわかり、いつもと違う景色が見られます。

ふるさと地球の絶景プロジェクトでは、箱根ジオパークだけでなく、日本中のジオパークが動画を公開しています。家にいながら味わえる臨場感を映像と音でお楽しみください。

絶景動画は
箱根ジオパークHP：http://www.hakone-geopark.jp/
または、YouTubeから「箱根ジオパーク」または「ふるさと地球の絶景プロジェクト」で検索！

ジオサイト【大涌谷】上空

箱根関所上空からジオサイト【駒ヶ岳】を望む

令和2年度 第1回観光まちづくりの充実・維持に係る財源のあり方に関する検討会議

「観光」と「暮らし」に係る財源のあり方を検討する会議を開催します。

会議は公開で行いますので、是非お越しください。

日時　7月1日㈬14時～16時

場所　役場本庁舎4階第1～3会議室

議題（予定）①観光まちづくりの充実・維持に必要な対象分野と規模感について

傍聴方法　傍聴席を設けますので、傍聴を希望される方は、13時45分から開催時間までに直接会場へお越しください。

なお、傍聴席には限りがありますので、定員を超える場合は抽選などにより傍聴者を決定します。

新型コロナウイルス感染症への対応

出席者のマスク着用を徹底するとともに、会議室入口への消毒液の設置、座席間隔を広げること、休憩時間の換気など、十分に対策を講じたうえで会議を開催します。

傍聴を希望される方は、マスク着用など感染防止にご協力をお願いします。また、発熱やせきなど風邪のような症状がある方は、参加を控えていただくようお願いします。

照会先

企画課　☎85-9560

FAX　☎85-7577

男女共同参画推進委員会委員を募集します！

「はこね男女共同参画推進プラン」をともに推進してくださる方を募集しています。

この計画は、男性と女性がお互いを尊重し、ともに支え合いながら、苦労も成果も分かち合える男女共同参画社会を町において実現するためのものです。

ぜひ委員にご応募いただき、貴重なご意見をお聞かせください。

詳細は、町ホームページを確認してください。

照会先

企画課　☎85-9560

箱根ジオパーク Hakone Geopark　箱根ジオパーク　http://www.hakone-geopark.jp/

箱根町の

障がい者福祉・高齢者福祉

発達などが気になるお子さんを支援する制度

○障害児通所サービス

療育の必要なお子さんに、専門機関での必要な訓練などを提供します。

○地域訓練会（なでしこ教室）

言葉や体の発達の遅れが心配、友達と上手に遊べないなどで悩んでいる保護者の方とそのお子さんを対象に、相談や訓練を行います。

開催日　月１回（原則第２金曜日）
場　所　さくら館

○児童言語訓練会（ことばの教室）

耳の聞こえや発音が気になるなどの症状が継続的にみられていて、お子さんの言葉のことで悩んでいる保護者の方は、相談してください。

照会先　福祉課　☎85－7790

○軽度・中等度難聴児補聴器購入費等の助成

身体障害者手帳の交付対象とならない難聴児を対象として、補聴器の購入・修理の費用の一部を助成します。

照会先　福祉課　☎85－7790

その他の制度

○身体障害者手帳の診断書料の助成

身体障害者手帳の交付を受けるために必要な診断書の文書料を助成します。

照会先　福祉課　☎85－7790

○障がい福祉サービス

障害者手帳をお持ちの方や難病の方に、ヘルパーの利用やグループホームへの入居、就労へ向けた訓練など、必要なサービスを提供します。

照会先　福祉課　☎85－7790

○施設通所者の交通費の助成

福祉サービスなどの事業所に通う際の交通費を助成します。

照会先　福祉課　☎85－7790

○電話リレーサービス

聴覚障がい者と聴者を電話リレーサービスセンターにいる通訳オペレーターがテレビ電話や文字チャットを使って、“手話や文字”と“音声”を通訳することにより、電話で即時双方向につなぐサービスです。

【必要機器】お手持ちのパソコン、スマートフォン、タブレット端末

詳細や申込みは、「公益財団法人　日本財団電話リレーサービス・モデルプロジェクト」のホームページを確認してください。（https://trs-nippon.jp/）

○NET119緊急通報システム

NET119緊急通報システムは、聴覚や発話に障がいのある方のための新しい緊急通報システムです。

スマートフォン・携帯電話のインターネット接続機能を利用して、簡単な操作で素早く119番通報することができます。

聴覚または言語機能の障がいなどにより、音声で会話することが困難である方で、箱根町に居住、または通学・通勤されている方が対象です。

なお、このシステムは登録制となっていますので、詳しくは消防署まで問い合せてください。

照会先　消防署警備課（指令係）　☎82－4511

○災害時におけるストーマ装具の一時保管

災害時に住居が被災した場合や町内の勤務先から帰宅困難になった場合などに備えて、個人所有のストーマ装具を町が預かり保管します。申し込み方法など詳しくは問い合せてください。

対象者　町内に在住、在勤または在学する方でストーマ装具を使用する方
保管場所　箱根町役場、箱根町総合保健福祉センター　さくら館、温泉出張所、仙石原出張所、箱根出張所
照会先　福祉課　☎85－7790

○総合的な支援を行う相談窓口

障がい者やその家族の方の生活、障がい福祉サービスの利用など、いろいろな相談を町が委託している相談員が対応します。

また、月２回、役場およびさくら館で福祉相談会を開催します。

委託事業所　おだわら障がい者総合相談支援センター　クローバー(小田原市久野115-２　おだわら総合医療福祉会館１階)　☎0465－35－5258

障がい者の方のための福祉

障害者手帳をお持ちの方、難病の方、
発達などが気になるお子さんのための制度を紹介します。

○障害者手帳について

手帳には次の三種類があります。

身体障害者手帳：
身体に障がいがある方の手帳（１～６級）

療育手帳：
知的障がいがある方の手帳（Ａ１、Ａ２、Ｂ１、Ｂ２）

精神障害者保健福祉手帳：
精神障がいの状態にある方の手帳（１～３級）

○障がい者が利用できる主な福祉制度

障がいの種類や手帳の等級によって利用できる制度は異なります。
※障害者総合支援法における難病などの方も一部制度の対象となる場合があります。

	名称	制度の内容	問合せ先
生活に関すること	補装具費の支給	車椅子や補聴器など、身体の機能を補う用具などの購入や修理、貸与費用を支給します。	福祉課 ☎85－7790
	日常生活用具の給付	ストーマ装具や入浴補助用具など日常生活に必要な用具を給付します。	
	重度心身障がい者住宅設備改良費の助成	重度の障がい者の方のために、玄関、浴室、便所などを改良するための費用を助成します。	
	手話通訳者などの派遣	聴覚・言語機能などの障がい者が、通院などで必要とする場合に、手話通訳者や要約筆記者を派遣します。（15日前までに要申請）	
	点字表示をした封筒の発送	希望者（視覚障がい者）に対して、町からの送付物であることがわかるよう、封筒に課名の点字表示をしています。（要申込み）	
	自動車運転訓練・免許取得費用・自動車改造費の助成	身体に障がいのある方が、普通自動車運転免許を取得する場合や、自動車を改造する場合の費用を助成します。	
医療に関すること	重度障がい者への医療費の助成	身体障がい１・２級、知的障がいＡ１・Ａ２または知能指数35以下、身体障がい３級かつ知能指数50以下、精神障がい１級（通院のみ）の方の医療費を助成します。	
	更生医療	身体に障がいのある18歳以上の方が、特定の治療に要する医療費を負担します。	
	精神通院医療	通院による精神医療を継続的に要する方の医療費を負担します。	
	育成医療	18歳未満の方が、障がいのある状態からの回復または軽減のための治療に要する医療費を負担します。 ※手帳の所持を要件としません。	

	名称	制度の内容	問合せ先
年金や手当に関すること	障害年金	20歳になる前または年金加入期間中に病気やケガなどによって障がいが残った場合に支給されます。（納付期間などの要件あり。詳細はお問合わせください。）	保険健康課 ☎85－9564
	特別障害者手当	重度の障がいを有するため、常時特別の介護を要する在宅の20歳以上の方に支給されます。	福祉課 ☎85－7790
	障害児福祉手当	重度の障がいを有するため、常時介護を要する在宅の20歳未満の児童に支給されます。	
	神奈川県在宅重度障害者等手当	毎年８月１日現在で、県内に６か月以上継続して居住している障がい者の方に支給されます。（一定以上の等級の障害者手帳を複数お持ちの方か、特別障害者手当や障害児福祉手当を支給されている方が対象）	
税金や交通等に関すること	所得税・住民税	所得税や住民税の申告時に、障害者手帳の等級によって障害者控除が受けられます。	税務課 ☎85－7750 小田原税務署 ☎0465－35－4511
	自動車税・自動車取得税	障がい者本人または生計が一緒の方の自動車税、自動車取得税が減免になります。減免の範囲は障がいの種類・等級により異なります。	県税事務所 ☎0465－32－8000
	軽自動車税	障がい者本人または生計が一緒の方の軽自動車税が減免になります。	税務課 ☎85－7750
	高速道路通行料金の割引	身体障害者手帳または療育手帳の交付を受けている方が対象となります。	福祉課 ☎85－7790
	各種交通機関の割引	鉄道、バス、タクシー、航空機などの運賃が障がい者割引で利用できます。利用する交通機関によって対象範囲や割引率が異なります。	各交通機関
	福祉タクシー利用券・自動車燃料費助成券の交付	次の対象の方に、通院や日常生活で利用するタクシーの運賃または自動車燃料費を助成します。（利用券・助成券の交付） ○身体障がい１・２級（聴覚障がい、肢体不自由上肢の障がいを除く）、知的障がいＡ１・Ａ２または知能指数35以下、精神障がい１級の方 ○特定疾患医療受給者証または神奈川県特定医療費（指定難病）医療受給者証、小児慢性特定疾病医療受給者証の交付を受けている方	福祉課 ☎85－7790
	ＮＨＫ受信料の減免	各種障害者手帳をお持ちの場合、ＮＨＫ受信料を全額又は半額免除を受けられる場合があります。手帳の等級や世帯の課税状況により免除できる範囲が異なります。	
	上下水道料金の減免	県営水道及び町営上下水道利用者で次のいずれかに該当する方は、料金の減免があります。 ○身体障がい１・２級、知的障がいＡ１・Ａ２、精神障がい１級の方がいる世帯 ○次の２つ以上に該当する方がいる世帯（①身体障がい３級、②知的障がいＢ１・Ｂ２、③精神障がい２級）	県営水道 （箱根水道センター） ☎82－4306 町営水道 （上下水道温泉課） ☎85－9569

高齢者のための福祉

地域包括支援センター

高齢者の在宅介護や権利擁護などの総合的な相談窓口として、箱根町社会福祉協議会内に地域包括支援センター（☎85－3002）を開設しています。

高齢者のさまざまな相談に、専門員が支援しますので、相談を希望する方は、直接センターへ連絡してください。

介護保険サービス利用者負担の助成

介護保険の要介護または要支援の認定を受けた方が利用する居宅介護サービスおよび施設介護サービス（食費、居住費を除く）と福祉用具購入または住宅改修に要した利用者負担の一部を助成します。

対　象　住民税非課税で老齢福祉年金を受給している方など

助成額　利用者負担の２分の１（居宅サービス費と施設サービス費は、高額サービス費算定基準額の２分の１が限度）

家族介護用品の支給

要介護４または５の認定を受けている住民税非課税世帯の方を在宅で介護している家族に対し、介護用品（紙おむつ）を支給します。

日常生活用具の給付

認知症などにより用具の給付が必要な65歳以上のひとり暮らしの高齢者に対し、介護保険対象外品目の火災警報器、電磁調理器を給付します。

給付額　購入または設置費用の**９割**

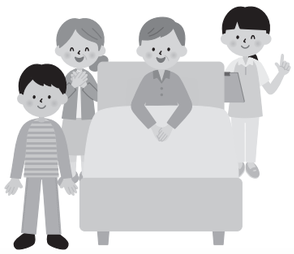

はり・きゅう・マッサージサービス券の交付

健康増進のため70歳以上の方に対し、はり・きゅう・マッサージサービス券を交付します。

サービス券は、町が委託した治療院、医療機関に限り利用できます。

交付枚数　年間一人３枚

助成額（１枚につき）

・治療院の場合　１,500円

・医療機関で受診する場合　各医療機関により異なります。

配食サービス

虚弱などの理由により、調理することが困難な方に対し、弁当を届けます。

対　象　65歳以上のひとり暮らしの高齢者、高齢者のみの世帯で見守りが必要な方など

利用料　１食360円

利用回数　月・水・金曜日のうち週３回まで

後付け自動車急発進抑制装置等の設置費の補助

自動車運転時のアクセルとブレーキの踏み間違いによる事故や衝突事故を防止するための安全装置を後付けした方に補助します。

対象車種　65歳以上の方が使用者となっている軽自動車または普通自動車で、自家用車両となっている車

補助額　当該装置の購入費及び取付工賃（国のサポカー補助金を控除後）の全額

対象者　次の項目を全て満たす方

・65歳以上の運転免許保有者

・町税などの未納がない方

・当該装置をサポカー補助金の認定店で設置してから、起算して１年以上使用する予定の方

申請方法　所定の申請書、車検証の写しなどを設置日から３か月以内に提出してください。

緊急通報システム

近隣に親族のいない65歳以上のひとり暮らしの高齢者や高齢者のみの世帯などで、慢性疾患等により日常生活に注意を要する方に対し、緊急時の不安を解消し、日常生活の安全を確保するため、緊急通報システムを無料で貸し出します。

認知症等行方不明ＳＯＳネットワークへの事前登録

認知症が原因で所在不明となった際に一刻も早く発見して家族のもとに帰れるように、町に事前登録をしておくことができます。このネットワークは、警察等と連携し捜索にも役立てられます。

また、このネットワークの加入者については、町で個人賠償責任補償のある保険に加入しているため、万が一、認知症の方が、法律上の損害賠償請求された際の経済的な負担を軽減できます。

ＧＰＳ位置情報検索機器の貸与

「認知症等行方不明ＳＯＳネットワーク」に事前登録をされた住民の方とその家族の希望により、所在不明の際にその位置情報を検索するための機器を貸し出します。

認知症初期集中支援チーム

認知症の専門の医師と保健師・社会福祉士等（医療や介護の専門職）で構成するチーム員が、認知機能の低下によっておこる生活上の困りごとやご家族が困っていることなどに対し、最長６か月を目安に家庭訪問等により、集中的な支援やアドバイスを行い、必要な医療や介護サービスにつなげて行きます。

在宅医療・介護相談窓口

住み慣れた家庭や地域で、医療や介護などのサービスを安心して受けることができるよう福祉課等に相談窓口を開設しています。

保健師が相談に応じますので、相談を希望する方は、福祉課に連絡してください。

成年後見制度利用の支援

判断能力が不十分な身寄りのないひとり暮らしの認知症高齢者などに対し、本人に代わり、契約や財産管理を行うことができる成年後見人などの申し立て手続きを家庭裁判所に行います。

にこにこ運動教室

ストレッチや無理なく足腰を鍛えられる内容の運動が中心です。一人では、なかなか続かない運動もみんなと一緒なら楽しく取り組めます。

対　象　65歳以上の方

定　員　各会場25人

コース　町内各地域（５会場）で週１回、１会場15回を１コースとして開催する予定です。

※会場や時間など、詳細は、福祉課に問い合せください。

脳と体の若返り教室

物忘れの予防や改善に効果があるといわれる脳トレと運動を組み合わせた内容の教室です。

対　象　65歳以上の方

定　員　25人

コース　１コース　（週１回、計12回を予定）

※会場や時間など、詳細は、福祉課に問い合せください。

ごみ出し支援サービス

家族や知人等からの支援がなく、ごみ出しが困難となっており、一人暮らしなどで見守りを必要とする方に対し、ごみ出し支援サービスを実施しています。

対　象　介護保険の要支援、介護予防日常生活支援総合事業の対象者または要介護の方でひとり暮らしの高齢者や高齢者のみの世帯で見守りが必要な方

利用料　１月100円

利用回数　１月６回まで

敬老行事の開催

敬老会の開催、敬老祝金の贈呈、長寿夫妻への記念品贈呈などを行います。

小・中学校の教科書展示会を開催

令和3年度に使用が予定されている小・中学校用教科書を展示します。

日　時　6月12日㈮～7月1日㈬の9時～17時（土・日曜日を除く）

場　所　郷土資料館学習室、小田原合同庁舎2階2D会議室（小田原市荻窪350－1）

照会先　教育委員会学校教育課　☎85－7600

5月号でお知らせした特設人権相談所開設の中止について

5月号でお知らせした6月4日㈭開催予定の特設人権相談所は、新型コロナウイルス感染症拡大防止のため中止となりました。

照会先　福祉課　☎85－7790

水道週間

6月1日㈪から7日㈰までは、水道週間です。

水道水ができるまでの仕組みや、水の大切さなどを改めて考えていただく期間です。

ふだん何気なく使っている「水」、毎日の生活に欠かせない「水」を大切にしましょう。

スローガン

「飲み水を
未来につなごう
ぼくたちで」

家庭でできる節水の工夫

・蛇口はこまめに開閉を。蛇口を開けたままにすると、1分間に約6リットルもの水がムダになります。水の勢いは鉛筆の太さを目安にしましょう。

・入浴時に、シャワーを出したままにしたり、浴槽から湯をあふれさせたりするのは禁物。残り湯も、洗濯・清掃・まき水などに再利用しましょう。

・すべての蛇口を閉めているにもかかわらず、水道メーター内のパイロット（銀色のコマ）が動いている場合は漏水の可能性があります。

6月は児童手当現況届の提出月です

児童手当を受給している人は、現況届の提出が必要です。

現況届の提出がない場合、6月分以降の児童手当を受給できなくなりますので、必ず提出してください。

また、パソコンやスマートホンからマイナポータル（ぴったりサービス）を通じて現況届を提出することができます。

利用するには、マイナンバーカードおよびマイナンバーカードに対応したICカードリーダライタまたはスマートホンが必要です。詳しくは、マイナポータルホームページをご確認ください。

https://myna.go.jp/SCK0101_01_001/SCK0101_01_001_InitDiscsys.form

受付期間　6月30日㈫まで

提出先　子育て支援課または出張所

照会先　子育て支援課　☎85－9595

森のふれあい館企画展「カエルとカタツムリ展」の開催について

梅雨期に活動的になるカエルとカタツムリの生態を、写真パネルなどで紹介するほか、モリアオガエルやミスジマイマイなど、約10種類を飼育展示します。

開催期間は、6月1日㈪から30日㈫

照会先　森のふれあい館　☎83－6006

箱根町地域福祉計画策定委員募集

平成28年度に策定した「第2次箱根町地域福祉計画」が令和2年度で終了することから、3年度から7年度の「第3次計画」を策定します。そこで、策定委員会を設置し、町民のみなさんの意見を伺うために委員を募集します。

募集人員　1名

応募期間　6月15日㈪まで

応募資格　令和2年4月1日現在、町内に1年以上居住し、住民基本台帳に登録されている20歳以上の方

応募方法　応募用紙を福祉課へ提出してください。（用紙は福祉課、出張所にあります。また、町ホームページからダウンロードできます。）

委員の役割　計画素案の終了の日（令和3年3月予定）まで策定委員会（3回予定）に出席

選考　応募者の中から地域、年齢、職業、小論文などを考慮して決定します。

結果通知　選考結果は応募者全員へ通知します。

照会先　福祉課　☎85－7790

箱根町『園・小・中学校一貫教育（分離型）』

臨時休校期間中の学習支援編

町立小・中学校では、新型コロナウイルス感染症対策のため、3月3日から臨時休校していますが、その後国からの「緊急事態宣言」の発令・期間延長を受け、さらに休校期間は長期化しています。

各学校では、休校期間中における子ども達の学習を支援するため、登校日に学習課題を渡したり、学校のホームページに学習課題を掲載したりしてきましたが、より効果的に子ども達の学習を支援する方法はないか、日々検討を重ねています。

5月からは、毎週1回、各学校からすべての家庭に学習課題を郵送することを始め、子ども達には取り組んだ課題等を同封した返送用封筒で学校に返送してもらうようにして、子ども達と学校との間で双方向のやり取りができるようにしました。

さらに、既に学習した内容の復習だけではなく、これから新たに学習する内容にも取り組んでもらうようにするため、各学校の先生が行う授業をビデオカメラで撮影し、撮影した動画をＤＶＤに保存して、学習課題と一緒に郵送する取り組みも始めました。ＤＶＤを視聴する機器がない家庭には、学校のタブレットパソコン等を貸し出すことで対応することとしました。

休校期間中、町では各学校の校長先生と教育委員会との間で定期的に打合せを行い、日々刻々と変わる情報を共有するとともに、今後の対応をきめ細かく協議し、対策を講じてきましたが、このように町立小・中学校4校が足並みを揃えて子ども達の学習を支援するために対応できていることは、これまで取り組んできた小中一貫教育の基盤があったからではないかと感じています。

また、学校再開後の当面の間は、箱根の森小学校のスクールバス3台を活用し、遠距離通学の子ども達が公共交通機関を使わずに登下校できるように計画しています。

今後どうなっていくのかを見通すことは難しい状況ですが、引き続き各学校と教育委員会が連携・協力し、子ども達の健康と感染防止を第一に考えつつ、子ども達の学習等を支援していきます。

学校での先生方の話し合いの様子

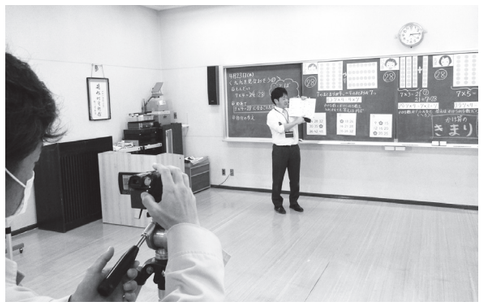

ＤＶＤ授業を撮影する様子

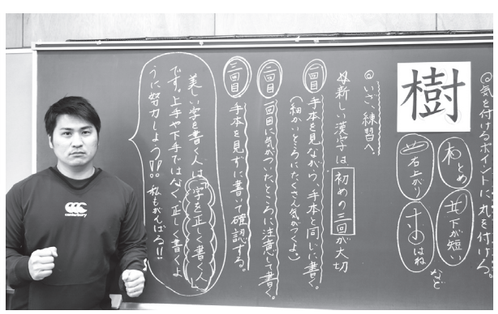

学校のホームページに掲載されている先生方からのメッセージ

健康診査・がん検診の受診券を送付します

今年度は新型コロナウイルス感染症の影響により7月から、各種健康診査およびがん検診が始まります。「受診券」は4月1日時点の登録で作成し、6月下旬に発送予定です。

受診には「受診券」が必要となりますので、健（検）診を受けるまで、大切に保管してください。

健康診査、がん検診の取扱医療機関の詳細は「保健だより」に掲載していますが、訂正箇所があるため、5月25日(月)発行の回覧「まちだより」で内容をご確認ください。

転入などにより「受診券」や「保健だより」および「まちだより」が手元にない方は、連絡してください。

※今年度の集団健（検）診の予約受付期間は、7月1日(水)～7月17日(金)までに変更となっています。7月10日(金)のさくら館で行われる、集団健（検）診は中止となりましたので、ご注意ください。

受診券の大きさ
○特定健診・長寿健診　A4サイズで3つ折りのもの
○がん検診　はがきサイズ

受診券の色
○特定健診　水色
○長寿健診　クリーム色
○がん検診　ピンク色

※今年度より特定健診の自己負担金は無料となります。

※特定健診・長寿健診を受診された方の中から抽選で40組80名様にランチ付き入浴券をプレゼントします。

照会先
□特定健診、長寿健診…保険健康課　☎85-9564
□がん検診…さくら館　☎85-0800

ねんきん相談・お手続きの際は、ぜひご予約を！

日本年金機構の全国の年金事務所では、年金相談や年金請求手続きについて、「事前予約」を行っています。お待たせ時間の少ない「予約相談」をぜひご利用ください。

◆予約相談希望日の1カ月前から前日まで受付しています。
◆お申込みの際は、基礎年金番号のわかるもの（年金手帳や年金証書など）をご用意ください。

予約の方法は、全国共通の予約専用受付電話「0570-05-4890」または、お近くの年金事務所へ電話・来訪時に申し込んでください。

照会先
小田原年金事務所
☎0465-22-1391

社会教育センター図書室から
《梅仕事に挑戦！》

そろそろ梅雨入りです。今月は梅干しに関する本を紹介します。

「わが家のおいしい梅干し・梅シロップ・梅酒のレシピ」
柳澤由梨（著）成美堂出版

小梅に続いて、青梅や黄熟梅が出回る時期になりました。お弁当に夏バテ防止に何かと便利な梅干しや梅を使った保存食を、自宅で作ってみませんか？梅干し・梅シロップ・梅酒・梅ジャム・梅エキスなど、失敗なく作れる基本的な梅仕事を、豊富な写真を用いて手順ごとに紹介しています。

「うめぼしさん」
かんざわとしこ（文）ましませつこ（絵）こぐま社

梅の花が咲き、青梅が実り、洗って塩をふっておもしをのせて、夏の土用に干した後、容器に戻してお酒をふったら、おいしいうめぼしさんの出来上がり…。リズム感のある文章と楽しい絵で、梅干しが完成するまでの流れが描かれています。

照会先　社会教育センター　☎82-2694

移動図書館きつつき号巡回予定表

※巡回予定は変更になる場合があります。詳しくは社会教育センターに問い合わせてください。

	場　所	日　時	
1コース	箱根幼稚園	6/3(水)・17(水)	9：20～9：40
	畑宿寄木会館		10：00～10：15
	湯本茶屋（静観荘駐車場）		10：30～10：45
	山崎集会所		11：00～11：15
2コース	箱根の森小学校	6/4(木)	10：05～10：20
		6/18(木)	13：00～13：30
	大平台姫之湯	6/4(木)・18(木)	13：50～14：05
	宮ノ下駐車場		14：20～14：35
	強羅向山公園駐車場		14：45～15：00
	宮城野保育園		15：10～15：40
3コース	役場本庁駐車場	6/5(金)・19(金)	12：35～12：50
	湯本小学校	6/5(金)・19(金)	13：00～13：30
	湯本幼児学園	6/5(金)・19(金)	13：50～14：20
	町社会福祉協議会		14：25～14：40
	役場本庁駐車場		14：50～15：05
4コース	さくら館	6/10(水)・24(水)	10：45～11：00
	宮城野公民館		11：10～11：25
	箱根中学校		13：05～13：20
	元箱根集会所		13：45～14：00
	箱根集会所		14：10～14：25
5コース	仙石原小学校	6/12(金)・26(金)	13：00～13：30
	アレンジメントケア箱根仙石原	6月の巡回は休止します	
	仙石原幼児学園	6/12(金)・26（金）	14：10～14：40
	仙石原文化センター		14：55～15：10

学校での問題や教育に関する相談は教育委員会内の教育相談センター☎85-7776へ！

帰国者・接触者相談センター等への相談目安が変更されました

5月号に掲載しました「新型コロナウイルス感染症が疑われる方へ」で紹介した相談目安が次のとおり変更されました。

【相談の目安】
○少なくとも以下のいずれかに該当する場合には、すぐに相談してください。（これらに該当しない場合の相談も可能です）
☆息苦しさ（呼吸困難）、強いだるさ（倦怠感）、高熱等の強い症状のいずれかがある場合
☆重症化しやすい方（※）で、発熱や咳などの比較的軽い風邪の症状がある場合
（※）高齢者、糖尿病、心不全、呼吸器疾患（COPD等）等の基礎疾患がある方や透析を受けている方、免疫抑制剤や抗がん剤等を用いている方
☆右記以外の方で発熱や咳など比較的軽い風邪の症状が続く場合
（症状が4日以上続く場合は必ず相談してください。症状には個人差がありますので、強い症状と思う場合にはすぐに相談してください。解熱剤などを飲み続けなければならない方も同様です）

（妊婦の方へ）
妊婦の方については、念のため、重症化しやすい方と同様に早めに帰国者・接触者相談センター等に相談してください。

（お子様をお持ちの方へ）
小児については、小児科医による診察が望ましく、帰国者・接触者相談センターやかかりつけ小児医療機関に電話などで相談してください。
※なお、この目安は皆さまが、相談・受診する目安です。これまで通り、検査については医師が個別に判断します。

【医療機関にかかるときのお願い】
○複数の医療機関を受診することにより感染を拡大した例がありますので、複数の医療機関を受診することはお控えください。
○医療機関を受診する際にはマスクを着用するほか、手洗いや咳エチケット（咳やくしゃみをする際に、マスクやティッシュ、ハンカチ、袖・肘の内側などを使って、口や鼻をおさえる）の徹底をお願いします。

帰国者・接触者相談センター
☎045-285-1015
対応時間　24時間対応

新型コロナウイルス感染症専用ダイヤル
☎045-285-0536
または
☎050-1744-5875
対応時間　平日および休日の9時から21時

善意の寄付

《箱根町社会福祉協議会》
◎有限会社井島商店
代表取締役社長　井島　章博　様　2万円
◎匿名　1件　1千円
◎チーム糸へん
代表　茂村　ひとみ　様
手縫い布マスク　160枚
◎匿名　1件
マスク（50枚×2箱）

《保　健》
◎有限会社山季建設
代表取締役　勝俣　英治　様
マスク1800枚

赤ちゃん誕生（誕生証書4月発行分）

吉澤（よしざわ）　翠（すい）ちゃん	4/23	治　樹さん	仙石原

おくやみ（4/19～5/15受付分）

土屋（つちや）　忠士（ただし）さん	4/17	82歳	二ノ平
尾田（おだ）　弘（ひろし）さん	4/23	75歳	宮城野
田村（たむら）　久志（ひさし）さん	5/5	56歳	湯　本
小笠原（おがさわら）恵子（けいこ）さん	5/9	86歳	箱　根
村山（むらやま）　ハナさん	5/9	84歳	湯　本

すくすくキッズコーナー

照会先　子育て支援課☎85－9595

◆４か月児健康診査／10か月児健康診査
日　時　６月12日㈮12時30分～13時受け付け
対　象　４か月児：令和２年２月生まれの乳児
　　10か月児：令和元年７月生まれの幼児
持ち物　母子健康手帳、問診票、歯ブラシ（10か月児のみ）

◆１歳６か月児健康診査
日　時　６月12日㈮13時～13時20分受け付け
対　象　平成30年12月生まれの幼児
持ち物　**母子健康手帳、歯ブラシ、問診票**

◆３歳６か月児健康診査
日　時　６月12日㈮13時～13時20分受け付け
対　象　平成28年12月生まれの幼児
持ち物　母子健康手帳、歯ブラシ、問診票

◆２歳・２歳６か月・３歳児歯科健康診査
日　時　６月19日㈮13時～13時30分受け付け
対　象　平成29年５月・11月、平成30年５月生まれの幼児
持ち物　歯ブラシ、母子健康手帳、歯科保健カード

◆赤ちゃんとママパパの会（いちご教室）
「産後の食事とベビーマッサージ」
日　時　６月５日㈮11時45分～14時受け付け
対　象　２～10か月頃の乳幼児と保護者
※事前に電話で申し込んでください。
●場所はいずれもさくら館です。

やまなみ荘コーナー

照会先　福祉課☎85－7790

新型コロナウイルスの感染拡大防止により、６月の趣味の教室（書道・絵手紙）は閉講とします。
また、健康相談についても趣味の教室と同様とします。

休日急患（医科）

当番医は変更となる場合がありますので、必ず消防署（☎82－4511）で確認してください。

診療時間　９時30分～17時

当番日	当番医	所在	電話
６／７	土屋医院	湯　本	85－5034
14	仙石原永井医院	仙石原	84－8295
21	元箱根木村医院	元箱根	85－1117
28	箱根リハビリテーション病院	仙石原	84－9111

※受診の際にはお薬手帳をご持参ください。
※夜間診療ができる病院などについては、消防署（☎82－4511）に問い合せてください。

旬を知っておいしく食べよう 栄養満点 減塩レシピ！

赤たまねぎとさばのサラダ

「小田原湘南レッド」などの赤たまねぎは、黄たまねぎに比べて、辛みや刺激臭が少なく、シャキシャキとした食感で水分に富んでいるため、生で食べるのに適しています。
赤たまねぎは、皮がよく乾燥していて、光沢があり、身が固くしまっているものを選びましょう。
照会先　さくら館☎85－0800

１人分の栄養価
エネルギー：138kcal
蛋白質：8.9g
脂　質：7.1g
食塩相当量：0.8g

●材料（４人分）
赤たまねぎ　１個
さば水煮（缶詰）
　１缶程（固形量150g程）
小麦粉　適宜
ごま油　大さじ１
★パプリカ
　1/4個（0.5㎝角に切る）
★しょうゆ　小さじ２
★酢　小さじ３
★砂糖　小さじ１
★にんにく（すりおろし）
　小さじ１

●作り方
① 赤たまねぎは、横半分に切り、芯を取り除き、薄くスライスにする。
② ボウルに★印を入れて混ぜ合わせておく。
③ さば水煮は、キッチンペーパーに包み、水気をとり、小麦粉をまぶし、ごま油を熱したフライパンでこんがりと焼き、熱いうちに②に入れて合わせる。
④ 皿に、③と①を盛り付けて、②をかける。

レシピポイント
・常備でき、調理時間も短縮できる、さばの缶詰を使用しました。
・ドレッシングの、酢やにんにく、また、さばを焼いた香ばしさが加わり、塩分控えめにしました。

毎月19日は「食育の日」

税金・保険料の納期

６月１日㈪納期限
◎固定資産税（第１期）
◎軽自動車税（種別割）（全期）

６月30日㈫納期限
◎町県民税（第１期）
☆国民健康保険料（第１期）
☆介護保険料（第１期）

上記については、夜間・休日も、納付書裏面記載のコンビニエンスストアで納付ができます。（納期限が過ぎている納付書では納付できません。）
納期限が過ぎている納付書で納める方は、至急役場会計課窓口・出張所または金融機関で納付してください。
※新型コロナウイルス感染症の影響により、税金及び保険料が一時的に納付困難な場合には、ご相談ください。

＝納付は便利な口座振替で＝
口座振替を希望される方は、連絡してください。
照会先　◎税務課（収納係）　☎85-9573
　　☆保険健康課　☎85-9564

電気自動車は軽自動車税が減免されます。詳細は税務課へ。（☎85－7750）

催　し

歩く会 大文字と外輪山コース［10㎞］

※帰路 湯本駅から電車利用
日　時　６月10日㈬９時20分
　　（中止の場合は15日㈪）
集合場所　強羅駅
コース　宮城野～明星が岳～塔の峰～阿弥陀寺～湯本駅
会　費　500円（保険料他）
※初参加の方は別に500円が必要です。
照会先　箱根町歩く会事務局
　　☎85－6788
※当日開催の有無は☎85－6788で確認してください。音声メッセージが流れます。電話がかけられる時間は、前日の17時から当日の９時までです。

出張体操教室

日時・場所
６月９日㈫
・10時～11時30分
　さくら館機能訓練室
・14時～15時30分
　仙石原文化センター和室
６月10日㈬
・10時～11時30分
　社会教育センター軽スポーツ室
・14時～15時30分
　郷土資料館学習室
対　象　16歳以上
内　容　軽運動とストレッチとを合わせた体に優しい体操です。
持ち物　運動のできる服装、タオル、水筒、会場が社会教育センター・さくら館の場合は室内運動靴、郷土資料館の場合は屋外運動靴
参加方法　参加費は無料です。会場にて講師に直接声をおかけください。
照会先　教育委員会生涯学習課
　　☎85－7601

普通救命講習

日　時
①普通救命講習Ⅰ　６月24日㈬
　　９時～12時
②普通救命講習Ⅲ　６月27日㈯
　　９時～12時
場　所　消防本部体育訓練室
内　容
①成人に対する自動体外式除細動器（ＡＥＤ）を用いた心肺蘇生法および止血法など
②は小児、乳児、新生児に対する応急手当（心肺蘇生法・気道異物除去など）
対　象
町内在住（中学生以上）・在勤の方
定　員　各20人（申込順）
その他
修了者には修了証を発行します。
申込・照会先
消防署警備課（救急係）
☎82－4511

案　内

心配ごと相談・子どもほっと相談

６月については、新型コロナウイルス感染拡大防止のため開設いたしません。７月以降についても状況により中止となります。
暮らしの中の困りごとなど相談がある場合は福祉課にご連絡ください。
照会先　福祉課　☎85－7790
　　教育相談センター☎85－7776

福祉相談会

日時・場所
・６月11日㈭役場本庁舎１階
・６月25日㈭さくら館相談室
（当日の電話相談は☎85－0800まで）
いずれも10時～12時
対　象　身体・知的・精神障がい者および家族
内　容　社会福祉士など専門家による面接相談、電話相談
照会先　福祉課　☎85－7790

身体障がい者の補装具相談会（更生相談会）

日　時　６月８日㈪13時～15時
　　（受け付けは14時まで）
場　所　小田原市保健センター
　　（小田原市酒匂２－32－16）
内　容　肢体不自由障がい者の補装具交付、修理相談
※希望する方は６月５日㈮までに連絡してください。
照会先　福祉課　☎85－7790

高次脳機能障害専門相談

日　時　７月３日㈮14時～15時30分
場　所　おだわら障がい者総合相談支援センタークローバー（小田原市久野115-２　おだわら総合医療福祉会館　１階）
対　象　高次脳機能障がいの方および家族、支援者
照会先　おだわら障がい者総合相談支援センタークローバー
　　☎0465－35－5258

小田原保健福祉事務所各種相談日

○エイズ相談・検査
６月17日㈬９時～11時
○骨髄ドナー登録
６月２日㈫受付11時
○精神保健福祉相談
６月11日㈭・16日㈫・25日㈭いずれも13時30分～16時30分
○認知症相談
６月11日㈭・７月３日㈮いずれも13時30分～16時30分
※予約制です。相談を希望する方は、前日までに連絡してください。
照会先　小田原保健福祉事務所保健予防課
　　☎0465－32－8000
　　（内線3245）

✉最新の情報は町のメールマガジンで！　町ホームページから登録できます。
＝町ホームページバナー広告募集中!!（企画課☎85－9572）

令和２(2020)年６月号

ふれあいひろば

●町ホームページ内「写真ニュース」でも
地域の話題を配信中！

マスクの寄贈（箱根カントリー倶楽部）

● 5 / 7 （箱根町役場）

新型コロナウイルスの感染拡大を防止するため、株式会社箱根カントリー倶楽部（理事長　細川護熙氏）から、会員からの寄付金により購入した市販マスク 3,400 枚に加えて、キャディさんをはじめスタッフの方々が忙しい業務の合間を縫って作製された手作りマスク 300 枚の計 3,700 枚が寄贈されました。こちらのマスクは、対策本部や仙石原の各施設で活用されます。

マスクの寄贈（青年会議所）

● 5 / 8 （箱根町役場）

公益社団法人小田原青年会議所（理事長　一寸木慎也氏）から、「災害時における相互協力に関する協定」に基づき、サージカルマスク 2,000 枚が寄贈されました。小田原青年会議所では、今回の新型コロナウイルス感染症の拡大を一種の広域災害と解釈し、青年経済人の一員として早急に皆様のお役に立てることは何かを考え、今回の寄贈に至ったそうです。こちらのマスクは、医療機関や介護事業所、学校などで活用されます。

千羽鶴プロジェクト

● 5 /15（箱根町役場）

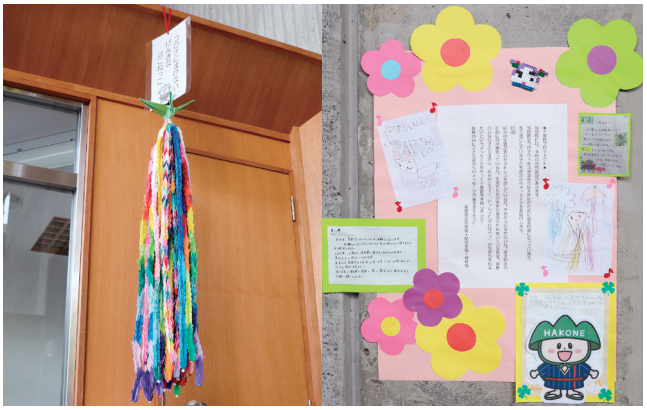

● 5 /15（さくら館）

町内には４つの幼児施設がありますが、新型コロナウイルス感染症の拡大防止のため登園自粛している子どもたちから役場本庁とさくら館に折り鶴が届きました！日々の生活が変わりストレスを感じている方、不安から元気がない方、感染防止のために日々頑張っている方、生活や社会の安定の維持のため働いている方等に、箱根の元気な子ども達から「ありがとう！」「いっしょにがんばろう」の気持ちを伝えたいというメッセージが込められています。

わが家のアイドル大募集！

●０～９歳児が対象です。
●お子さんが一人で写っている写真を企画課に郵送またはＥメールで提出してください。掲載させていただいた方には図書カードをプレゼントします。応募をお待ちしています。
（メッセージ〔30 字まで〕と保護者氏名、子の名前・続柄、住所、電話番号を明記。任意の用紙可）

町の人口と世帯

－５月１日現在－

●人口　11,015 人
　男　5,216　女　5,799
●世帯　6,192

環境先進観光地
―箱根

Fun to Share
みんなでシェアして、低炭素社会へ。

コンセントを
こまめに抜いて待機電力をカット！

■発行/箱根町　編集/企画観光部企画課　■〒250-0398　箱根町湯本256　■☎85-9572■FAX85-7577
■✉web_kikakuka@town.hakone.kanagawa.jp　■PCサイト http://www.town.hakone.kanagawa.jp
●この広報紙は環境に配慮したインクを使用しています。●印刷所/㈱あしがら印刷